

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年7月20日に、B社における資格取得日に係る記録を38年12月21日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①については1万8,000円、申立期間②については2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月20日から同年8月20日まで
② 昭和38年12月21日から39年1月20日まで

A社で昭和27年4月15日から62年11月11日まで継続して勤務していたにもかかわらず、関連会社のB社に出向していた前後の厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の総務担当者が「当社が保管する退職者の経歴を照会した資料において、申立人が昭和27年4月15日から62年11月11日まで当社に継続して勤務していた旨の記載がある。」と証言していることから判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和35年7月20日にA社からB社に異動し、38年12月21日にB社からA社に異動）、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社に係る昭和35年8月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円、申立期間②については、A社に係る39年1月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両事業主は共に不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。